

# 財政状況等一覧表（平成19年度）

(単位:百万円)

団体名 京都府亀岡市

標準税収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
11,781	5,698	801	18,280

## 1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	29,561	28,624	937	415	2,056	36,633	
休日診療事業特別会計	44	42	2	2	29	-	
曾我部山林事業特別会計	0	0	0	0	0	-	
一般会計等	29,576	28,637	939	417		36,633	

## 2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入金見込額	備考
亀岡市国民健康保険事業特別会計	8,185	7,996	188	188	666	-	-	
亀岡市老人保健事業特別会計	6,382	6,311	71	71	522	-	-	
亀岡市介護保険事業特別会計	4,444	4,239	206	206	666	103	-	
亀岡市上水道事業会計	1,233	1,217	15	2,380	41	7,237	195	法適用
亀岡市下水道事業会計	2,273	1,911	362	260	1,520	20,678	9,243	法適用
亀岡市病院事業会計	1,808	1,936	△ 127	668	551	4,512	3,475	法適用
亀岡市簡易水道事業特別会計	610	547	63	63	244	2,007	1,036	
亀岡市地域下水道事業特別会計	1,656	1,633	23	23	471	8,698	7,184	
公営企業会計等 計				3,859		43,235	21,133	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法を適用している公営企業である。  
 2. 法適用企業に係るもの以外については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。  
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△)で表示している。  
 4. 「左のうち一般会計等繰入金見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

## 3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等負担見込額	備考
京都中部広域消防組合	2,008	1,987	21	21	152	522	364	
国民健康保険南丹病院組合	8,765	8,944	△ 179	1,884	607	7,122	1,092	法適用
京都府住宅新築資金等貸付事業管理組合(一般会計)	40	64	△ 24	4	0	-	-	
京都府住宅新築資金等貸付事業管理組合(特別会計)	1,008	677	331	303	113	2,211	215	
京都府後期高齢者医療広域連合	1,605	1,480	125	125	-	-	-	
一部事務組合等 計				2,337		9,855	1,671	

## 4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体からの 出資金	当該団体からの 補助金	当該団体からの 貸付金	当該団体からの 債務保証に 係る債務残高	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
亀岡市土地開発公社	3	187	5	0	1,300	3,447	-	0	
(財)亀岡市住宅公社	△ 63	226	1	0	-	-	-	-	
(財)亀岡市清掃公社	0	3	3	478	-	-	-	-	
(財)亀岡市福祉事業団	3	12	10	15	-	-	-	-	
(財)亀岡市体育協会	1	43	30	31	-	-	-	-	
(財)亀岡市交流活動センター	1	23	20	32	-	-	-	-	
(財)亀岡市都市緑花協会	1	242	20	25	-	-	-	-	
(財)生涯学習かめおか財団	△ 1	64	50	63	-	-	-	-	
(財)亀岡市文化財保存会	0	4	0	0	-	-	-	-	
(財)亀岡市農業公社	0	20	10	2	-	-	-	-	
地方公社・第三セクター等 計			149	646	1,300	3,447	0	0	

- (注) 損益計算書を作成していない民法法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

## 5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A
財政調整基金		1,904	
減債基金		703	
その他充当可能基金		1,860	
充当可能基金 計		4,468	

- (注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

## 6. 財政指標の状況

財政指標名	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A
実質赤字比率	2.22	2.28	0.06	△ 12.58	△ 20.00	亀岡市上水道事業会計		219.9	
連結実質赤字比率		23.39		△ 17.58	△ 40.00	亀岡市下水道事業会計		18.9	
実質公債費比率	17.9	16.2	△ 1.7	25.0	35.0	亀岡市病院事業会計		42.5	
将来負担比率		151.1		350.0		亀岡市簡易水道事業特別会計		35.5	
財政力指数	0.575	0.591	0.016			亀岡市地域下水道事業特別会計		25.5	
経常収支比率	89.7	90.7	1.0						

(注) 1. 「実質赤字比率」・「連結実質赤字比率」・「資金不足比率」は負数(△～)で表示しており、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。  
 2. 「資金不足比率」の早期健全化基準に相当する「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 △20%である(公営競技は0%)。